

## 重要事項説明書

あなた（またはあなたの家族）が利用しようと考えている居宅介護支援業務について、契約を締結する前に知っておいていただきたい内容を、説明いたします。分からないこと、分かりにくいことがあれば、遠慮なく質問をしてください。

### 1 居宅介護支援を提供する事業者について

事業者名称	有限会社 ナースケア
代表者氏名	代表取締役 和田 博隆
本社所在地 (連絡先)	高知市永国寺町2番2号 ノアハウス3A Tel088-802-4470 fax088-802-3600

### 2 ご利用者への居宅介護支援提供を担当する事業所について

#### (1) 事業所の所在地等

事業所名称	居宅介護支援事業所 ナースケア「西和」
介護保険 指定事業者番号	高知県指定 3970102749
事業所所在地	高知市神田844-1 タネダビル西
連絡先 相談担当者名	Tel: 088-837-1025 fax: 088-837-1026 重森 洋子
事業所の通常の 事業実施地域	高知市

#### (2) 事業の目的および運営方針

事業の目的	有限会社ナースケアが開設する居宅介護支援事業所ナースケア「西和」（以下「事業所」という。）が行う指定居宅介護支援事業の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護支援専門員が、要介護状態にある高齢者（以下「利用者」という。）に対し、適正な指定居宅介護支援サービスを提供することを目的とする。
運営方針	1 事業所の介護支援専門員は、要介護者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じて自立した日常生活を営むことが出来るように配慮して行う。 2 事業の実施に当たっては、利用者の心身の状況やその環境に応じて、利用者の意向を尊重し、適切な保健・医療・福祉サービスが、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行う。 3 事業の実施に当たっては、利用者、家族の意思及び人格を尊重し、特定の種類または特定の居宅サービス事業者に不当に偏ることのないよう複数の事業所の紹介等により公正中立に行う。※ 4 事業の実施に当たっては関係市町村、地域包括支援センター、他の指定居宅支援事業者、医療機関、介護保険施設等との連携に努める。 5 障害福祉サービスの利用者が介護保険サービスを利用する場合等、障害福祉制度の相談支援専門員との連携を図る。

※  複数の事業所の紹介が可能であること、当該事業所をケアプランに位置付けた理由を求めることが可能であることを説明した。

※  訪問介護・通所介護・福祉用具貸与及び地域密着型通所介護の、それぞれ位置付けられた居宅サービス計画の数が占める割合について説明した。

(3) 事業所窓口の営業日及び営業時間

営業日	月曜日～金曜日
営業時間	午前 8 : 30～午後 5 : 30 原則として、土・日曜日・国民の祝日及び、12月 31 日～1 月 3 日は休業日。

(4) 事業所の職員体制

事業所の管理者	重森 洋子（主任介護支援専門員）
---------	------------------

職種	人員数
介護支援専門員	1 名以上
事務職員	

3 居宅介護支援の内容、利用料・その他の費用について

居宅介護支援の内容	提供方法	介護保険適用有無	1 ヶ月あたりの料金
①居宅サービス計画の作成	別紙に掲げる「居宅介護支援業務の実施方法等について」を参照下さい。	左の①～⑦の内容は、居宅介護支援の一連業務として、介護保険の対象となるものです。	介護区分
②居宅サービス事業者との連絡調整			要介護 1・2 1,086 単位
③サービス実施状況把握、評価			要介護 3・4・5 1,411 単位
④利用者状況の把握			
⑤給付管理			
⑥要介護申請に対する協力、援助			
⑦相談業務			
⑧居宅加算	初回加算 300 単位/月 通院時情報連携加算 50 単位/月 入院時情報連携加算 (I) 250 単位/月 " (II) 200 単位/月 退院・退所加算 カンファレンス参加なし 450 単位(連携 1 回) " 600 単位(連携 2 回) " カンファレンス参加あり 600 単位(連携 1 回) " 750 単位(連携 2 回) " 900 単位(連携 3 回) 特定事業所加算 (I) 519 単位/月 特定事業所加算 (II) 421 単位/月 特定事業所加算 (III) 323 単位/月 特定事業所加算 (A) 114 単位/月 ターミナルケアマネジメント加算 400 単位/月 緊急時等居宅カンファレンス加算 200 単位/月		

尚、介護保険適用となる場合には、利用料を支払う必要がありません。(全額介護保険により負担されます)

#### 4 利用者の居宅への訪問頻度のめやす

介護支援専門員が利用者の状況把握のため、利用者の居宅に訪問する頻度のめやす
利用者の要介護認定有効期間中、概ね1月に1回以上

※ ここに記載する訪問頻度のめやす回数以外にも、利用者からの依頼や居宅介護支援業務の遂行に不可欠と認められる場合で利用者の承諾を得た場合には、介護支援専門員は利用者の居宅を訪問することがあります。

#### 5 秘密の保持と個人情報の保護について

①利用者及びその家族に関する秘密の保持について	事業者及び事業者の使用する者は、サービス提供をする上で知り得た利用者及びその家族に関する秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。 この秘密を保持する義務は、契約が終了した後も継続します。
②個人情報の保護について	事業者は、利用者から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議において、利用者の個人情報を用いません。 事業者は、利用者及びその家族に関する個人情報が含まれる記録物については、善良な管理者の注意をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。

#### 6 緊急時における対応について

事業者は、居宅介護支援を実施中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じた時は、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告します。

#### 7 事故発生時の対応について

- ① 事業者は、居宅介護支援の提供により事故が発生した場合には速やかに市長村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。
- ② 事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録し、又、事故が生じた原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じます。

#### 8 損害賠償について

事業者は、居宅介護支援の提供にともなって、事業者の責めに帰すべき事由により利用者の生命・身体・財産に損害を及ぼした場合は、利用者に対してその損害を賠償します。

#### 9 介護支援業務に関する相談、苦情について

【事業者の窓口】 居宅介護支援事業所ナースケア「西和」 担当:重森 洋子	所在地 高知市神田 844-1 タネダビル西 電話番号 088-837-1025 受付時間 8:30~17:30
【市町村の窓口】 高知市役所 介護保険課	所在地 高知市本町 5 丁目 1-45 電話番号 088-823-9972 受付時間 8:30~17:15
【公的団体の窓口】 高知県国民健康保険団体連合会	所在地 高知市丸ノ内 2-6-5 電話番号 088-820-8410 受付時間 9:00~16:00